

(消火器に関する基準)

第37条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。(か)(す)

- (1) 火花を生ずる設備のある場所
- (2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- (4) サウナ設備のある場所(う)
- (5) 溶接又は溶断の作業をする場所(う)
- (6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所(う)(す)(せ)

2 前項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(え)

【解説】

本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物又はその部分で、場所的な出火危険性に着目して、初期消火のための消火器を設けようとするものである。

I 第1項

- (1) この規定による付加は、令第10条第1項の適用を受けない令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、本項各号に掲げる設備等のある場所へ適用する。
- (2) 「防火対象物に存する場所」とは、建築物又は工作物の中若しくは建築物の屋上にあるということであり、屋外にある場合は、令別表第1の防火対象物に該当しない限り、除かれる。(第37条の2及び第40条表中中欄において同じ。)
- (3) 第1号の「火花を生ずる設備のある場所」とは、グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

場所の範囲は、設備の取扱上必要最小限度の周囲の場所を含める(以下、第2号から第6号まで、第37条の2及び第40条表中中欄において同じ。)

- (4) 第2号の「変電設備」とは、第12条に規定する設備をいう。
- (5) 第2号の「発電設備」とは、第13条に規定する設備をいう。
- (6) 第2号の「その他これらに類する電気設備」とは、交流にあっては600ボルト、直流にあっては750ボルトを超え、かつ、5キロボルトアンペア以上の電気設備(高圧又は特別高圧の電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等)をいい、油入、乾式を問わないものである。

なお、急速充電設備については、第12条の2に掲げる設備をいう。

- (7) 第3号の「その他多量の火気を使用する場所」とは、厨房（個人の厨房を除く。）、営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所、工業炉及びかまどを設置する場所、熱風炉を設置する場所、公衆浴場の火焚場、火葬場のかま場、焼却炉を設置する場所等をいう。
- (8) 第4号の「サウナ設備」とは、第7条の2に掲げる設備をいう。
- (9) 第5号の「溶接又は溶断の作業」とは、一定の事業目的に従って反復継続される作業をいう。
- (10) 第6号の「煮沸する設備又は器具のある場所」は、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類等を加熱又は煮沸する設備のある場所のことで、煮沸する設備とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

2 第2項

本条により設置する消火器の設置及び維持の技術上の基準については、令第10条第2項及び第3項の規定の例によることを定めたものである。

なお、設置する消火器については、その対象に適応したもので10型以上の消火器を設置することが望ましい。